

当日資料1



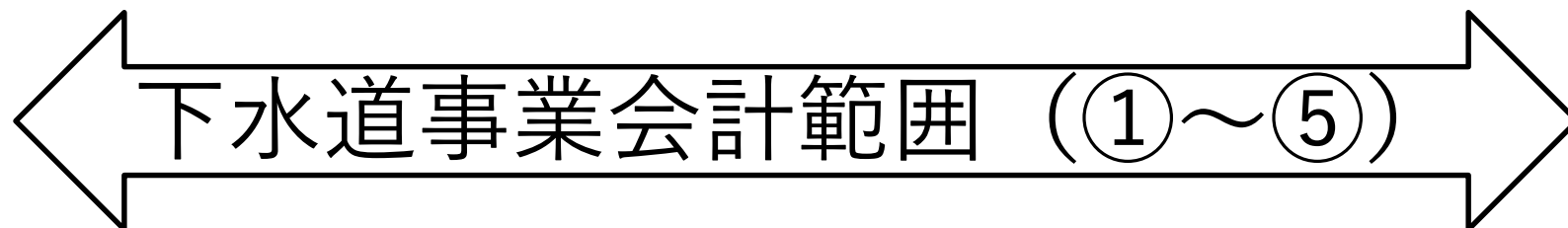
第2回審議会でのご意見に関する説明資料

2025年8月28日

十日町市の下水道事業は以下の施設から成り立っています

十日町市下水処理施設の一覧

区 分	← 下水道 →			← 浄化槽 →		→
施設	①公共下水道 （公共）	②特定環境保全 公共下水道 （特環）	③農業集落排水事業 （農集）	④特定地域 生活排水事業	⑤個別排水 処理事業	⑥個人設置浄化槽
所 轄	国土交通省	国土交通省	農林水産省	総務省、環境省		環境省
根拠法	下水道法		← 浄化槽法 →			→
主な 対象地域	十日町中心部	十日町・川西 中里・松代・松之山 の住宅地	十日町（下条・鎧島） 川西（三箇、木落、仙田） 松代（室野）	← 左記3事業以外の地域に点在 →		→
普及人口 （人）	18,916	18,220	5,305	1,600		
耐用年数	40年～50年	40年～50年	40年～50年	約30年		約30年



公共下水道事業と特環事業が他の事業の収支赤字を埋めている構造になっています

(例) 各事業の収益的収支 赤字補填ゼロのパターンの場合

単位：千円

	R8	R9	R10	R11	R12
公共下水道	54,424	116,154	99,338	92,767	106,452
特別環境保全公共 下水道	29,538	74,221	60,539	49,632	36,974
農業集落排水	-18,288	-5,041	-7,711	-8,072	-8,475
特定地域生活排水 処理	-20,343	-18,751	-20,289	-23,470	-25,608
個別排水処理施設 整備	-4,764	-4,381	-4,650	-4,915	-5,186
計	40,566	162,202	127,228	105,941	104,158

十日町市の一般会計繰入金の内容は以下のとおりです

分類			説明	
収益的収入	営業収益	基準内繰入金	雨水処理負担金 雨水処理に要する経費に対する繰入です。	
	営業外収益	基準内繰入金	分流式下水道等に要する経費	合流式よりも環境負荷が少ない分流式下水道等に要する経費に対する繰入です。
			高資本費対策	自然条件等により建設改良費が割高となっている下水道事業に対する繰入です。
			下水道事業債特別措置、普及対策、臨時措置、特例措置、公営企業法適用債の利子分	過去に地方債に対する特別な措置があった際に設けられて繰入金です。
			広域化・共同化に要する経費	広域化・共同化に要する経費に対する繰入金です。
			個別排水処理事業に要する経費	個別排水処理事業（浄化槽）に要する経費に対する繰入金です。
			水質規制	水質保全のための下水の規制に関する事務に対する繰入金です。
			水洗便所	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に対する繰入金です。
			児童手当	地方公営企業職員に係る児童手当の給付のための繰入金です。
	基準外繰入金	過疎債利子分	過疎地域のみ発行可能な地方債の利子に対する繰入金です。総務省の操出基準に基づく基準外ですが、過疎債の元利償還金の繰入には交付税措置があり、実質的には基準内に近い性格を持ちます。	
資本的収入	基準内繰入金	公営企業法適用債	経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から地方公営企業法を適用するための繰入金です。	
		下水道事業債特別措置、普及対策、臨時措置、特例措置	過去に地方債に対する特別な措置があった際に設けられた繰入金です。	
		個別排水処理事業に要する経費	個別排水処理事業（浄化槽）に要する経費に対する繰入金です。	
	基準外繰入金	過疎対策事業	過疎地域のみ発行可能な地方債の償還に対する繰入金です。総務省の操出基準に基づく基準外の整理となりますが、過疎債の元利償還金の繰入には交付税措置があり、実質的には基準内に近い性格を持ちます。	

各事業における一般会計繰入金（赤字補填分を除く）の金額は以下のとおりです

単位：千円

分類				公共		特環		農集		特排		個排		合計	
				R6	R12	R6	R12	R6	R12	R6	R12	R6	R12	R6	R12
収益的収入	営業収益	基準内繰入金	雨水処理負担金	9,946	8,357	-	-	-	-	-	-	-	-	9,946	8,357
	営業外収益	基準内繰入金	分流式下水道等に要する経費	139,552	322,915	305,045	338,793	91,612	121,284	4,804	7,031	2,066	1,362	<u>543,079</u>	<u>791,384</u>
			高資本費対策												
			下水道事業債特別措置、普及対策、臨時措置、特例措置、公営企業法適用債の利子分												
			広域化・共同化に要する経費												
			個別排水処理事業に要する経費												
			水質規制	7,071	7,071	6,882	6,882	785	785	-	-	-	-	14,738	14,738
			水洗便所	141	141	320	320	73	73	-	-	-	-	534	534
			児童手当	540	540	548	548	68	68	-	-	-	-	1,156	1,156
		基準外繰入金	過疎債利子分	1,690	15,142	1,867	7,997	430	8,448	200	667	-	-	<u>4,187</u>	<u>32,253</u>
資本的収入	基準内繰入金	公営企業法適用債	4,550	-	3,718	-	1,132	-	70	-	-	-	-	9,470	-
		下水道事業債特別措置、普及対策、臨時措置、特例措置	77,673	44,069	40,199	10,683	2,421	217	-	-	-	-	-	<u>120,293</u>	<u>54,969</u>
		個別排水処理事業に要する経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,051	1,198	1,051	1,198
	基準外繰入金	過疎対策事業	50,819	103,997	22,902	47,138	9,087	36,710	4,432	2,950	-	-	-	<u>87,245</u>	<u>190,794</u>